

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成29年3月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

- ・軌道敷内での車両等との接触事故（3件）

概要：

相手車両の運転手が、右折禁止場所である当該交差点で、後方から接近している電車の直前で右折しようとして軌道敷に侵入したため接触したもの（1件）

場所：鴨池幼稚園前交差点内

相手車両の運転手が、後方から電車が接近していることに気づかず、右折しようとして電車進行方向先の軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：中郡電停～郡元電停区間の旧谷山街道交差点内

相手車両の運転手が、左方道路から直進での右折禁止場所である当該交差点に、右折しようとして軌道敷に侵入したため接触したもの（1件）

場所：都通電停～鹿児島中央駅前電停区間のもち吉前交差点内

※3月16日（木）に発生いたしました荒田八幡電停での市電と自転車の衝突事故に際しましては、周辺道路を通行された皆さまや公共交通機関をご利用の皆さまに多大なご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。

- ◆自動車は右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。市電に関わる事故の多くが、軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために起きる接触事故です。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

- ・該当なし

- ◆バスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとつかまりください。